

6 二宮地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
南通り地区	—	—	—	—	120平方メートル	当該敷地が接する道路（住区道路1及び住区道路2に限る。）の境界線までの距離1.5メートル	—	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの